第2回定例会　　　　　　　　　　議案第50号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

安芸高田市長職務代理者　副市長　米村　公男

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

第１章　（略）	第１章　（略）
第２章　基本方針	第２章　基本方針
（基本方針） 第４条　（略） ２　（略） ３　指定居宅介護支援事業者(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当該利用者に提供される指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。	（基本方針） 第４条　（略） ２　（略） ３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当該利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。
４　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	４　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター(介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年安芸高田市条例第 38 号)に規定する地域包括支援センターをいう。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
５及び６　（略）	５及び６　（略）
第３章　人員に関する基準	第３章　人員に関する基準
（従業者の員数） 第５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに 1 以上の員数の指	（従業者の員数） 第５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに 1 以上の員数の指

定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。	定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(次条第 2 項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。
2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 13 条第 31 項において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。	2 前項に規定する員数の基準は、1 以上とし、利用者の数が 35 を超えるときは、1 に利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数を標準とする。
3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。	
(管理者)	(管理者)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修(介護支援専門員の業務に関し、十分な知識及び経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修をいう。)を修了した者(当該研修を修了した日(以下この項において「修了日」という。)から起算して 5 年を経過した者にあっては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修(主任介護支援専門員を対象として行われる研修をいう。)を修了している者に限る。)をいう。以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支	2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修(介護支援専門員の業務に関し、十分な知識及び経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修をいう。)を修了した者(当該研修を修了した日(以下この項において「修了日」という。)から起算して 5 年を経過した者にあっては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修(主任介護支援専門員を対象として行われる研修をいう。)を修了している者に限る。)をいう。)でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、介護支

援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。	援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。
3　第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	3　第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	(2)　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一敷地内にある他の事業所の従業者又は管理者の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
第 4 章　運営に関する基準	第 4 章　運営に関する基準
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第 7 条　（略）	第 7 条　（略）
2　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第 4 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	2　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 4 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者を	

いう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。	
4　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は当該診療所に伝えるよう求めなければならない。	3　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該利用申込者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用申込者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は当該診療所に伝えるよう求めなければならない。
第 8 条から第 10 条まで　（略）	第 8 条から第 10 条まで　（略）
（利用料等の受領）	（利用料等の受領）
第 11 条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	第 11 条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
2 及び 3　（略）	2 及び 3　（略）
第 12 条　（略）	第 12 条　（略）
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）	（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
第 13 条　（略）	第 13 条　（略）
2 及び 3　（略）	2 及び 3　（略）
3 の 2　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。	
3 の 3　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければな	

らない。	
4 （略）	4 （略）
5 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。	5 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
6 から 16 まで （略）	6 から 16 まで （略）
17 介護支援専門員は、モニタリングを、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うとともに、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。	17 介護支援専門員は、モニタリングを、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うとともに、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。
(1) 少なくとも 1 月に 1 回、利用者に面接すること。	(1) 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
(2) 前号の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。	
ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。	
イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。	
(ア) 利用者の心身の状況が安定していること。	
(イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。	
(ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。	
(3) （略）	(2) （略）
18 （略）	18 （略）
19 介護支援専門員は、利用者に対し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、当該利用者が	19 介護支援専門員は、利用者に対し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、当該利用者が

その居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は当該利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。	その居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は当該利用者が介護保険施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。以下この項において同じ。)への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
20 (略)	20 (略)
21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護(市長が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。	21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。
21の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。	21の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
22から30まで (略)	22から30まで (略)
31 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。	31 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
32 (略)	32 (略)

（法定代理受領サービスに係る報告） 第 14 条　指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 6 項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し提出しなければならない。	（法定代理受領サービスに係る報告） 第 14 条　指定居宅介護支援事業者は、毎月、市長　(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 6 項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市長　(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し提出しなければならない。
第 15 条から第 19 条まで　（略）	第 15 条から第 19 条まで　（略）
（苦情処理） 第 20 条　（略） 2　（略） 3　指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 から 7 まで　（略）	（苦情処理） 第 20 条　（略） 2　（略） 3　指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により＿＿＿＿文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市＿＿＿の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し、市長　が行う調査に協力するとともに、市長　から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　指定居宅介護支援事業者は、＿＿＿＿求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長　に報告しなければならない。 5 から 7 まで　（略）

（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第 21 条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。	第 21 条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、市長、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。
2 及び 3　（略）	2 及び 3　（略）
第 21 条の 2　（略）	第 21 条の 2　（略）
（業務継続計画の策定等）	（業務継続計画の策定等）
第 22 条　指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第 22 条　指定居宅介護支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 及び 3　（略）	2 及び 3　（略）
第 23 条　（略）	第 23 条　（略）
第 5 章及び第 6 章　（略）	第 5 章及び第 6 章　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。